

## 令和 8 年度の新委員への引継ぎ事項（案）

令和 7 年度に実施した 4 つの事業（①高齢者の居場所づくり、②子どもの居場所づくり、③エコな地域づくり、④神楽まち協広報誌の発行）につきましては、令和 8 年度も継続して取り組んでいただくことを前提に、次のとおり引き継ぎを行いますので、最大限のご配慮をいただきますようお願いいたします。また、前年度委員から挙げた各事業に対する意見を集約した資料（別紙：「各事業に対する前年度委員の意見」）についても併せてご確認いただき、今後の事業の検討に活用してください。なお、引継ぎ事項は、新委員の皆様による新たな取組に関する自由な議論を制約するものではありません。

**1 事業の運営について**

各事業の実施にあたっては、「地域まちづくり推進事業補助金（単独型）」を活用することとし、これまでどおり実行委員会を組織し運営してください。

また、特定の委員に負担が偏らないように、神楽まち協委員は事業に携わり、事業の改善にも努めてください。

**2 高齢者の居場所づくり（木楽輪の歌サロン）事業について**

家に閉じこもりがちな高齢者が歌を通じて集える場を提供し、見守りや健康づくりにつなげる取組です。今後は、歌唱以外の活動の展開や、補助金以外の財源確保（参加料の徴収など）について検討してください。

**3 子どもの居場所づくり（神楽公民館の学習支援）事業について**

様々な問題を抱える子どもたちが地域とつながりを持ち、安心して過ごせる場を提供する取組です。今後は、参加者、教師役、見守り役を確保するための周知方法や、自主学习以外の活動内容について検討してください。

**4 高齢者の居場所づくり事業、子どもの居場所づくり事業の特殊な事情について**

これらの事業については、地域住民にとって欠かせない事業となっていることから、円滑な事業の継続を図り、例年どおり 4 月から開催することができるよう、新委員による第 1 回目の会議開催前に、事業主体である民児協等の団体で協議を行い、実行委員会を組織した上で、補助金申請を含めた事業運営に取り組むという取扱いをすることについてご理解願います。

**5 エコな地域づくり事業について**

地域環境を支える重要な取組であり、ここ数年は「制服等譲渡会」にしぼって活動を行ってきましたが、市が検討中の「子ども未来リユースバンク事業（制服のリユースを含む）」が神楽地域でも実施される場合は「制服等譲渡会」を市の事業へ移行することを検討してください。また、神楽地域で「子ども未来リユースバンク事業」が実施されず、今後も神楽まち協で制服等譲渡会を実施する場合は、制服回収のお願いに関する周知方法や受益者負担のあり方について検討してください。

**6 神楽まち協広報誌発行事業について**

神楽まちづくり推進協議会の役割や、地域の課題解決に向けて取り組んでいる事業を紹介しています。今後は、掲載記事の内容の充実や、現在の紙媒体以外での閲覧方法についても検討してください。

以上

令和 7 年度神楽まちづくり推進協議会